

「木曾川水系連絡導水路事業 環境レポート(検討項目・手法編)」に対する意見

提出者 氏名 近藤ゆり子
住所 〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1
電話番号 090-8737-2372、 0584-78-4119
メールアドレス k-yuriko@octn.jp

意見とその理由

意見:一連の「環境レポート」の手続きは進めるべきではない、中止すべきである理由について:

- (1) 「検討項目・手法」を議論する前に
- (2) 導水路事業の不幸な生い立ち
- (3) 「百害あって一利なし」
- (4) 「環境レポート」手続きを進めることは「税金の無駄遣い」にしかならない

.....

(1) 「検討項目・手法」を議論する前に

今回の「木曾川水系連絡導水路事業 環境レポート (検討項目・手法編)」に対する意見募集は、唐突かつ密やかに開始された。この事業に関心を持って注目してきた市民も気づかない程に。本当に広く意見を聴取したいの家、疑問である。

木曾川水系連絡導水路事業 (以下、「導水路事業」と略す) は「環境影響評価法の対象事業ではないが、法に準じて」環境アセスを行うという。「環境レポート (検討項目・手法編)」は環境アセスにおける「方法書」に当たるのだそう。多くの縦覧箇所に資料置き、説明会を行った。広く意見を聴き、丁寧に手続きを行っているかのように見える。

だがしかし、である。「順序が違う」。

導水路事業及びその工事で、直接的に環境被害を受けそうな地域に住む住民 (周辺住民) は、導水路事業それ自体の説明を受けていない。何を目的としたどういう事業が行われようとしているのか、どんな施設建設が計画されているのか…基本のキの説明がないままに、アセスの検討項目や手法についての意見を出せとされている。結局「意見を聴いた」という中身の無いアリバイづくりにしかならない。

こうしたやり方で手続き進めたところで、必ずや、さまざまな問題が生じることになるだろう。一つには地域をよく知る周辺住民からの具体的な指摘・意見を汲み上げられずに事業

者が知るべき情報を得られないことによって生じるであろう問題。そしてもっと大きくは、周辺住民の導水路事業そのものへの不信と反感を募らせてしまうことで生じるであろう問題。

誰かが呟いていた…どんな病気か診断の説明もされていないのに、手術の説明をされるようなもので、さっぱりわけがわからない、疑念だけが募る、と。

仮に「導水路事業を進めるべきだ」と考えたとしても、周辺住民に理解されない進め方は、今後も常に何らかの障害に遭遇し続ける。まずは、この「順序の食い違い」を早急に正さねばならない。

(2) 導水路事業の不幸な生い立ち

「徳山ダムに利水者として参画した愛知県・名古屋市が徳山ダムを使うことができるようにする」ことが導水路事業の本来の目的のはずである。だが、徳山ダムが本体工事に入る前に（遅くとも 1990 年代に）、利水参画者にとって徳山ダムで新規開発される都市用水は不要なものとなってしまった。導水路事業計画を具体化する時点では、事業の本来の目的は、その必要性が失われてしまっていた。

1995 年－1997 年の徳山ダム建設事業審議委員会で、名古屋市は「水利権半分返上」を表明した。1995 年に本格運用となった長良川河口堰の水も使う当てがない状態で、さらに大きな開発水を抱え込むことを避けたいという名古屋市の判断は理に適っている（*1）。だが、名古屋市が「半分返上」した徳山ダムの水が「渇水対策容量」へと振り替わることで、ムダな事業を導き出すという逆説的な効果を生んでしまっている。（*2）

*1 ここできっぱり「全部返上」として徳山ダムと縁を切っておけば、名古屋市は導水路事業を抱えずに済んだのに、「半分返上」と中途半端であったのが残念だ。この後、国交省（建設省）は利水参画者が撤退しやすくなるようなルールを作った。だがこの意を酌めずに「事業推進」を唱え続けることが国のお覚え良くし、補助金獲得に繋がる「良いこと」だという超古臭い考え方が、全国の自治体の各所にいまだに根強く存在している。ムダで自然破壊的な公共事業が止まらない大きな要因となっている。

*2 「渇水対策容量」は利水なのか治水なのか？「渇水対策」を宣伝するときは「断水を防ぐのだ」とし、他方で事業費の配分では治水－企業会計ではなく一般の税金－のほうから出すとする。長良川沿川住民は河川の表流水を水道水源としていないから、断水云々という意味では「異常渇水時のための渇水対策容量の恩恵」には与れない。そして「環境保全のため」に長良川に徳山ダムの水を流して欲しいかと問われれば、徳山ダムの水を長良川に流すことで生じるデメリットが頭に浮かぶ。「徳山ダムの渇水対策容量を流す」導水路事業に、岐阜県民がおカネを出さねばならない理由は全く思い当たらない。

徳山ダムについては「水利権半分返上」をした名古屋市は、一方で、すでに出来てしまった長良川河口堰の「有効活用」への願望を捨てきれなかった。それが導水路事業の摩訶不思議な「下流施設」となって表れている。なぜ 2006 年段階で決まりかけていた上流一通案が、2007 年には下流施設付きの上流分割案となったのか？わざわざ長良川を用水路として使うと表明することで、長良川沿川住民の抵抗感が大きいものになったのか？疑問を解くべく、国と岐阜県に対してしつこく情報公開請求をかけた。開示させた「徳山ダムに係る導水路検討

会幹事会」資料から、名古屋市が「長良川河口堰中流部取水」の願望を導水路事業に入れ込んだことがわかる（*3）。大きな反対運動を押し切って建設され運用開始された長良川河口堰が、導水路事業にも「暗い影」を落としている。

*3 情報開示請求の段階では請求者（筆者）は具体的な文書名までは知らなかった。それを良いことに、当初、国も岐阜県も「非公開／文書不存在」として隠そうとした。2006年の「上流一通案」が2007年8月公表の「上流分割案」になるまでに関係行政機関の会議がないはずがない。すつたもんだの末に開示された「徳山ダムに係る導水路検討会幹事会」資料から辿っていくと、長良川河口堰取水位置に関する国と愛知県・名古屋市との間のやりとりを綴った「長良川河口堰関係公文書綴り」に行き当たった。3つの時期（①1987年（長良川河口堰本体着工時）、②1993年（長良川河口堰本格運用前）、③2004年（徳山ダム県設事業費大幅増額決定））に、愛知県・名古屋市からの長良川河口堰中流部取水の要望に対して国が「理解」を示す素振りを見せていたことがわかる。拙著「徳山ダム導水路はいらない！」（風媒社刊）p126～p144 参照。

1997年に河川法が改正され、河川法16条「工事实施基本計画」は、河川法16条「河川整備基本方針」と河川法16条の2「河川整備計画」にわけられた。河川整備計画づくりでは「流域委員会」を設置して広く意見を聴くという話になっていた。だが、木曾川水系河川整備基本方針が策定されたのは2007年になってからである。揖斐川の基本高水流量は何も無いよいえるほどにラフな資料を基に「従来（工事实施基本計画）通り」となった。「定量治水」の妥当性の議論は横におくとして、揖斐川の基本高水流量・計画高水流量を真面目に検討しようとしなかったことが見え透く。揖斐川については、徳山ダムの完成を前提にし、それを正当化する数字以外は出したくなかったのだ。

木曾川水系河川整備基本方針で木曾川の正常流量も出された。その資料を見て呆れた。木曾川河口から13.8kmのヤマトシジミの生息のために毎秒50立方メートルの流量が必要だ、というのだ。同じ濃度の塩分に長期間晒され続けるといふ、汽水域の生き物にはありえない環境を作出した実験結果を基に「ヤマトシジミの生息のための」塩分濃度を算出し、塩分濃度をこの値以下にするには徳山ダムの水を導水するしかない、と話を引っ張ってくる。木曾川水系流域委員会委員だった底生生物の専門家は「研究者として、こんな科学的根拠のない話を認めるわけにはいかない」と強く言ったが、河川管理者は「舟運などの歴史的経緯ででてきた数字です」と誤魔化した。だが今でも「木曾川河口から13.8kmのヤマトシジミの生息のため」という数字は正常流量算出の資料として残り続けている。（拙著「徳山ダム導水路はいらない！」p98～p103 参照）

長良川の正常流量も同様に怪しい（拙著「徳山ダム導水路はいらない！」p94～p97 参照）。

そもそも「平六（1994年）渇水のような異常渇水時には大量の水の補給が必要だ」ということには根拠がない。平六（1994年）渇水のときに対策が必要な生物環境被害があった」というデータが全く存在しないのだ（特段の環境被害はなかった、という資料は多々存在する）。被害のデータがないのに、なぜ「異常渇水時には大量の水の補給が必要だ」という話になるのか？（拙著「徳山ダム導水路はいらない！」p104～p107 参照）。

何のために根拠不明な正常流量だとか、異常渇水時の環境被害を云々するのか？事業費の多く（65.5%）を「治水」名目で（利水者の企業会計ではなく）一般会計の税金で負担するためであると断じるしかない。

前述したように、徳山ダムは都市用水の新規開発を目的としたダムでありながら、本体着工前からその水は利水者にとっては不要なものになってしまっていた。2003年－2004年の徳山ダム事業費大幅増額の際には、要らない水を抱え込むことになる愛知県・名古屋市の抵抗は大きかった。しかも愛知県・名古屋市が徳山ダムの水を使うためには導水路を建設しなければならない。愛知県・名古屋市を徳山ダム事業に繋ぎ止めるために、国は、ダムにも導水路にも「治水」分－「国が税金で負担する」分－を膨らませたのだ。ただし国が出す分の3割は岐阜県が負担させられるのだから、岐阜県民にとっては迷惑この上ない。

要らない徳山ダムが「できちゃった」から（*4）、その不幸な生い立ちを背負って導水路をつくる…二重三重に不幸な話である。

*4 2009年6月、導水路事業への愛知県の公金支出差止を求めて愛知県民が住民訴訟を提起した。その前に(当時の名古屋市長・河村たかし氏の「導水路事業から撤退したい」表明があった後)、愛知県の担当者に導水路事業を進める意思を尋ねたところ、「だって徳山ダムができちゃったから(導水路をつくるしかない)」との答え。愛知県にとって徳山ダムの水が必要かどうかについての具体的言及はなかった。

(3) 「百害あって一利なし」

2009年5月、名古屋市長に当選したばかりの河村たかし氏は、突然「導水路事業から撤退したい」と表明した。ところが実務を丸投げした先が副市長に据えた前上下水道局長のY氏であった。2007年に「上流分割案」を取り纏めに奮闘した御仁である。「撤退」に向けて頑張るはずがない。また当時の愛知県(神田真秋知事)から水資源機構中部支社副支社長として出向中のT氏も、「撤退させない」ために努力した。2003年に策定された水資源機構法施行令には、利水参画者は単独意思で「撤退」できること、その際の費用負担のありようを定めている。機関としての利水者が撤退意思を表す公文書の水資源機構理事長に出せば「撤退」は成立する(国交大臣の許可等は不要)。その際の費用負担(清算)の計算方法については明快に法令で定めている。国と水資源機構は、名古屋市に対して、この時点で「撤退」とき、名古屋市の負担はどうなるのか(=不要支出額がゼロなので限りなくゼロに近い)を法令に則った試算を示すべきであった。だが、上述の両者などの「撤退させない」勢力は、中部地整の担当者に圧力をかけて、「国・三県の新たな負担が生じないことを前提として試算した場合」というあり得ない仮定の試算を示させ、「負担者が未定の概算額は約111億円となった」という数字で河村氏を脅した。河村氏はその数字にうろたえて、トーンダウンし始める。名古屋市民の7割が「撤退」を支持する中、振り上げた拳を下ろせない河村氏は、「政権交代」で国交大臣となった旧知の前原誠司氏に後始末を預けた。前原国交大臣は「導水路事業は凍結」とした。

そして翌年2010年、導水路事業は「ダムに頼らない治水」を掲げた「再評価」に付された。だが「ダムに頼らない治水」での「治水」は洪水調節－水害対策であって、環境保全ではない。当然のことながら対象事業の殆どはダムである、検討項目も洪水調節－水害対策について再評価することが主眼で、「環境」や「利水」も入れているが付随でしかない。だから導水路事業は国交省が示した「再評価」の対象事業には相応しくない。「再評価」のために設置された「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」は、2011年の第1回の後、実務者による「幹事会」が断続的に開かれたが、その後は数年おきに実務者による

「幹事会」が設定されるだけで進まない状態であった。それが2023年の河村氏の意味不明な「心変わり／導水路事業容認」で動き出す。そして2024年に開かれた「木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場 第2回」で、事業費が2.55倍の2,270億円に膨れあがったものが「再評価」の結論だとされた。ずっと導水路事業の経緯を見続けて来た者にとっても、なぜそうなったのか、さっぱりわからない不透明な落着のさせ方であった。

事業の必要性は相変わらず不明（関係住民を納得させるものが何もない）、こんなにも事業費が膨れあがった理由も不明（「トンネルの工法」が変わったからだろうと推測されるが、説明がない）。

岐阜県民は導水路で引く徳山ダムの水を水道水として使うことはない。長良川の河川環境保全という話は全く信じられない。むしろ長良川の河川環境を悪化させるのではないかと心配だ。長良川を下流施設に水を送る用水路にしようとする導水路事業は、長良川河口堰を永遠に閉ざす効果ものとなってしまうのではないかと懸念される。各地でトンネル工事による問題が発生していることからすれば、40kmにわたるトンネルそのものが危うい施設だ。その上、多額の「直轄負担金」が要求されることになる。

岐阜県民にとっては、導水路事業は何のメリットも見いだせず、懸念材料ばかりである。「百害あって一利なし」そのものだ。

（4）「環境レポート」手続きを進めることは「税金の無駄遣い」にしかない

環境影響評価法の本来的趣旨からすれば、環境アセスにはゼロオプション（＝事業をやらないという選択）があるはずである。しかし事業者は「事業を進める手続きの一つ。事業そのものの是非は関係ないー決定済みー」と考えているようだ。「環境影響評価法に準じる」とする水資源機構も「環境レポートは事業を進める手続きの一つ」と考えているのだろう。

しかし、岐阜県民・周辺住民は、導水路事業についてまともな説明もされず、意見を述べる機会もなかった「環境レポートは事業を進める手続きの一つ」とされて進んで行くことは納得できない。これまで述べたように、筆者は岐阜県民の一人としては、導水路事業そのものを中止すべきだと考えている。これ以上「環境レポート」手続きを進めて欲しくない。

「環境レポート」手続きそのものが「税金の無駄遣い」だ。

一連の「環境レポート」の手続きは進めるべきではない、中止すべきである。

以上